

○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件  
の一部を改正する件

(平成25年12月6日財務省告示第383号)

(平成26年1月1日適用)

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十五年二月財務省告示第二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年十二月六日

財務大臣 麻生 太郎

二十八中「一〇〇セルビア・ノヴィ・ディナールにつき本邦通貨九四円」を「一〇〇セルビア・ディナールにつき本邦通貨九四円」に改める。

百十六を削り、百十七を百十六とし、百十八から百三十三までを一ずつ繰り上げる。